

令和7年度第1回成田市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日時

令和7年7月10日（木）午後2時開会

2. 開催場所

成田市役所 議会棟 執行部控室

3. 出席者

○委員

天田委員、藤崎委員、國谷委員、井上委員、里見委員、中島委員、平間委員、
栗田委員、大木委員、飯田委員、幸野委員 以上11名

（欠席者：中村委員、伊藤委員、阿部委員、幡谷委員、柴崎委員 以上5名）

○成田市

谷崎市民生活部長

事務局

（保険年金課）

太田課長，宇井主幹兼国保資格課税係長，高橋主幹，小堀国保給付管理係長，
松崎副主幹，寺内副主査

（納税課）

窺課長，手塚徴収係長

4. 会議次第

(1) 開会

(2) 市民生活部長あいさつ

(3) 会長の選出

(4) 会長あいさつ

(5) 議案

議案1 令和6年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算（案）について

議案2 令和6年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）決算（案）について

(6) 報告事項

報告事項1 成田市国民健康保険税条例の一部改正について

報告事項2 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

報告事項 3 その他

(7) 閉会

5 議事（要旨）

①議案 1 令和 6 年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算（案）について

○事務局（小堀国保給付管理係長）

成田市の国民健康保険の被保険者数は令和 7 年 3 月末時点で全市民の約 18%にあたる 24,094 人で減少傾向にある。

令和 6 年度の歳入決算額は 127 億 9,297 万 5,890 円で、その内訳として約 67%が県支出金、約 19%が被保険者から徴収した国民健康保険税、約 13%が市の一般会計からの繰入金となり、この 3 つで歳入全体の 99%を占めている。前年度決算との比較では、国民健康保険税は保険税率の改正や被保険者の所得水準の上昇等により約 5,700 万円の増、県支出金は被保険者数の減少による保険給付の減等に伴い約 4 億 1,600 万円の減、繰入金は、その他一般会計繰入金が約 6,800 万円の増となった。

また、令和 6 年度の歳出決算額は 126 億 5,951 万 1,576 円となっており、その内訳として約 67%が保険給付費、約 31%が県への納付金となっている。被保険者数の減少に伴い、保険給付費は前年度決算と比較し約 4 億 1,800 万円の減となった。

歳入歳出の差引残額は 1 億 3,346 万 4,314 円となっており、その全額を令和 7 年度に繰り越している。

採決：原案どおり可決

②議案 2 令和 6 年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）決算（案）について

○事務局（小堀国保給付管理係長）

成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）は、市で管理運営を行っている直営診療所の医師等の人件費や医薬材料費の支出及び診療報酬等の収入を行うものである。国保大栄診療所の令和 6 年度の診療日数は、前年度より 2 日少ない 239 日、診療人数は前年度より 346 人少ない延べ 9,798 人となっている。

令和 6 年度の歳入決算額は 1 億 1,711 万 1,662 円で、そのうち約 84%を診療所が提供する保険診療に対し支払われる診療報酬及び一部負担金等からなる診療報酬が占めている。診療報酬の決算額は、診療人数の減により前年度と比較し約 258 万円の減となった。また、歳出に対する歳入の不足分について、一般会計から 637 万 8 千円の繰入を行った。

令和 6 年度の歳出決算額は 1 億 702 万 2,128 円で、職員に係る人件費や会計年度任用職員医

師への報酬からなる一般管理費が多くを占めており、職員の給与・報酬の改定等により、約 668 万円の増となった。

歳入歳出の差引残額は 1,008 万 9,534 円となっており、その全額を令和 7 年度に繰り越している。

質疑等：

○中島委員

一般会計からの繰入金について、赤字補填のため約 600 万円の繰入を行っているが、最終収支が約 1,000 万円の黒字になっている。赤字補填は不要だったのではないか。

○事務局（小堀国保給付管理係長）

例年、翌年度への繰越金を一定額確保することを前提としており、繰越金を確保するための不足分 600 万円を一般会計から繰り入れたものである。

採決：原案どおり可決

①報告事項 1 成田市国民健康保険税条例の一部改正について

○事務局（宇井主幹兼国保資格課税係長）

成田市国民健康保険税条例の一部改正については、本年 1 月に開催した運営協議会で諮問し答申をいただいております。市議会 3 月定例会に提出し可決されたことから、本年 4 月 1 日に施行している。

国保税率については、令和 12 年度までに決算補填目的の法定外繰入を解消するために令和 12 年度に千葉県が示す標準保険料率と一致させることとし、昨年度より税率の見直しを行っており、今年度は現行税率と令和 7 年標準保険料率との差の 6 分の 1 を引き上げ幅とした。

今後も県の国保運営方針に基づいた令和 12 年度までの決算補填目的の法定外繰入の解消、さらに保険料率の完全統一を見据えた中で、加入者の急激な負担の増加とならないよう考慮しながら、国保運営の健全化に努めていく。

また、国民健康保険の減額措置の拡大については、国民健康保険に加入している低所得者の国民健康保険税を減額し、負担軽減を図ろうとするものである。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に交付され、その一部が 4 月 1 日から施行となったことから、今年度の国民健康保険税の課税に支障が生じないよう、3 月 31 日付けで専決処分し、4 月 1 日から施行している。

なお、この専決処分については、市議会 5 月臨時会において専決処分の承認を求め、承認されている。

質疑等：

○栗田会長

こちらについては、前回の運営協議会で諮った内容が議会で承認されたという内容でよろしいか。

○事務局（宇井主幹兼国保資格課税係長）

そのとおりである。

②報告事項２ 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○事務局（小堀国保給付管理係長）

大栄診療所の使用料及び手数料の見直しについて、本年１月に開催した運営協議会で諮問し、答申をいただいたところだが、その後、全庁的な見直しを進めていく中で、一部修正となった。

改正の内容として、往診時の自動車使用料について利用者の急激な負担増とならないよう、基本方針で定める激変緩和措置である現行料金の１．５倍とし、市内については１回４６０円、市外については１回７９０円とする。

また、各種手数料についても同様に激変緩和措置を考慮し、それぞれの現行料金の１．５倍とする。

改正した場合の影響額については、自動車使用料は９件を見込み１,３５０円の増、診断書及び各種証明書は２４０件を見込み、１３万２,０００円の増を見込んでいる。

今後は、庁内の検討を経て成田市議会９月定例会に上程し、周知期間を設けたうえで令和８年４月に施行する予定である。

質疑等：なし

③報告事項２ その他

○事務局（宇井主幹兼国保資格課税係長）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和６年１２月２日に施行されたことに伴い病院等での保険診療においてマイナ保険証によるオンラインでの被保険者資格の確認を基本とする仕組みに移行した。

既に交付済みの健康保険証は改正法施行後１年間、ただし有効期限が先に到来する場合は有効期限が経過するまでの間使用することができる。成田市国民健康保険証の場合、有効期限は最長で令和７年７月３１日となっていたため、期限の到来に伴い、マイナンバーカードを保有していない又はマイナンバーカードは保有しているものの利用登録が完了していない被保険者

については資格確認書を簡易書留で、また、マイナ保険証を保有している被保険者については資格情報のお知らせを普通郵便で、それぞれ6月23日に発送した。

ただし、資格情報のお知らせを既に交付済みで記載内容に変更がない場合については新たに送付していない。

質疑等：なし

6. 傍聴
なし

7. 次回開催日（予定）
令和8年1月